



(写真) Shutterstock “現時点で報じられている炭化水素組織法の主な改定ポイントについて紹介”

## 炭化水素法の改定ポイント

株式会社ベネインベストメント  
松浦 健太郎

**ト** ランプ政権はベネズエラの石油産業への参入に強い関心を示しており、米国企業の投資を拡大するために不可欠なベネズエラ国内法の改定を求めている。暫定政権は、米国の圧力を受け、石油・ガス産業への投資規則を定める炭化水素組織法（以下、炭化水素法）の改定を急ピッチで進めており、早ければ今月中に官報で公布される可能性がある。

本稿では現在報じられている情報を元に炭化水素法にどのような変更が加えられる見通しなのかを紹介したい。

## 改定案 国会の第1セッションを通過済み

ベネズエラの法律発行プロセスは以下の通り（憲法207条～215条）。

### 1. 国会での第1セッション

議題を発議する権限のある役職者が法律を作成するよう発議を行い、国会にて当該法律を策定するべきかどうかの審議が行われる。

第1セッションが承認された場合は、当該法律を管轄する国会の常任委員会（炭化水素法の場合は、石油エネルギー常任委員会）が法律案を精査し、精査された法律案を国会事務局に提出する。

## 2. 国会での第2セッション

精査された法律案を受領した国会事務局は、当該法案の第2審議を宣言する。その法律案が修正なく可決された場合、国会議長と2名の副議長および事務局長が署名。その法律案が共和国大統領に送付される。

## 3. 大統領の署名

法律案を受け取った大統領は10日以内に、同法案に署名し、官報での交付を命じる。

なお、大統領は法案の修正を国会に求めることが可能。あるいは、当該法律が憲法に違反すると考える場合は、最高裁判所の憲法法廷に当該法案の合憲性について確認することも可能（憲法法廷が合憲と宣言した場合、大統領は国会に修正を求めることはできるが、基本的に拒否権はない）。

## 4. 官報での公布

大統領が法案に署名した後、官報で当該法案が公布されることで、ベネズエラ国内で正式な法律として有効になる。

筆者が同レポートを作成している段階では、炭化水素法は「1. 国会での第1セッション」を通過している。

1月27日(火曜)に「2. 国会での第2セッション」が行われると報じられているので、筆者がこのレポートを送る時には第2セッションを通過している可能性もある。

## 民間企業の事業権限が大きく拡大

現時点で炭化水素法の具体的な条文は明らかにされていない。メディアが内部関係者から草案を見せてもらい、その草案の主だった変更点が記事で報じられている範囲に留まっている。

従って、以下で紹介する変更点は、あくまで不確定な情報ではある。

また、国会の第2セッションでは個別条文の精査が行われるため、第2セッションの通過過程で現在の草案が変更される可能性もある。

炭化水素法については、ベネズエラの最重要法律の1つであり、官報で公布された後に、改めてウィークリーレポートでその内容を紹介することになると思うが、本稿は、その前の事前知識として参照されたい。

現時点で確認されている主な変更点は以下の通り。

### ・オペレーション管理（運営権限）：

従来、オペレーションの権限は国家が留保していたが、改定後は民間パートナー会社が全面的に担うことが可能な制度に変更される予定。

### ・原油・ガスの販売・商業：

これまで原油・ガスの販売はPDVSAによる事実上の国有独占体制だったが、例外的に民間企業が直接販売することを認める枠組みに変更される予定。

**・ロイヤルティ(採取税):**

これまで固定30%のロイヤルティを国に支払うことが義務付けられていたが、プロジェクトの採算に応じてロイヤルティを最大15%まで引き下げることが可能になる。

**・紛争解決(訴訟):**

これまで国内裁判所による裁判実施が義務付けられていたが、今後は独立仲裁や調停メカニズムの利用が可能な制度に変更される予定。

**・外貨管理:**

国が管理していたが、今後は任意の通貨および任意の地域での口座運用を認める仕組みに移行する。

**契約オペレーター会社 契約でリスク保護**

これまでの炭化水素法では、石油産業のオペレーションは「国営企業(実務上はPDVSA)」と「合弁会社(PDVSAが50%超の株式を保有)」しか許可されていなかった。

しかし、今回の改定により、新たに「契約オペレーター会社(empresas operadoras por contrato)」によるオペレーションが許可されるという。

なお、この契約オペレーター会社はベネズエラ国内に登録されている民間企業に限定され、国営企業(基本的にPDVSA)と契約を交わす必要がある。

「合弁会社」と「契約オペレーター会社」の違いは以下の通りとされている。

**・支配構造:**

合弁会社の場合は国が株式過半数を維持し、支配権を保持する。一方、契約オペレーター会社はベネズエラ国内で登記された民間企業で、あくまでPDVSAと契約関係に基づき事業を行う。

**・オペレーション管理:**

合弁企業では、少数株主パートナーが、直接または専門の第三者を通じてオペレーションを担うことを認可される場合がある。一方、契約オペレーター会社の場合は、オペレーターがすべての活動の包括的な運営を、自己負担・自己責任・自己リスクで引き受ける。

**・販売:**

合弁企業では、PDVSAの想定している販売価格よりも高く売れる買い手を見つけられる場合のみ政府の承認を得て、少数株主が原油を販売することが許可されていた。一方、契約オペレーター会社は、生産量ベースで契約に準じた報酬が支払われ、報酬として得た原油を直接販売することが可能となる。

**・財政制度:**

合弁企業ではロイヤルティの下限が最大15%まで引き下げ可能であるのに対し、契約オペレーター企業では、契約設計により税・ロイヤルティ全体の負担水準をより柔軟に調整できる。

**・経済的保証:**

合弁会社は、国家が少数株主の投資について、投資条件の経済・財務的均衡を維持する義務を負う(採算の確保が国家への信頼に依存しており、政治的リスクが高い)。一方、契約オペレーター会社は、契約で投資回収の枠組みを確保する(自衛手段を講じる)ことが可能。

**・契約期間：**

合併会社の残存期間は最大25年で、更に15年の延長が可能。一方、契約オペレーター会社は、契約で期間を定める。また、鉱区（油田・ガス田）の所有権は国家に帰属する。

**・資産の帰属（リバージョン）：**

合併会社の場合、権利終了時には合併事業に帰属する操業資産（民間側が資金負担して設置した設備を含む）が、補償なしで無償にて国家へ返還される。一方、契約オペレーター会社の場合は、契約期間中に新たに導入され、かつ契約で定義された対象設備のみが、契約終了時に無償で国家へ移転される。

**制度改革が投資回復に結び付くか注目**

現時点では、新たな炭化水素法において、前述のような制度修正が盛り込まれる可能性が報じられている。

ベネズエラの原油採掘コストは国際的に見て比較的高く、加えて現在の原油価格水準および政治リスクを踏まえると、同国への新規投資は困難ではないかとの指摘も存在する。

この見方には一定の合理性があるものの、資源開発はそもそも埋蔵地に依存する事業であり、エネルギー企業にとっては短期的な収益性よりも、中長期的な資源権益の確保を優先する戦略判断が行われるケースも少なくない。

とりわけ、ベネズエラは世界最大級の確認原油埋蔵量を有する国とされており、同国における権益獲得機会を放棄する判断が、長期的に見て合理的であるかについては慎重な検討が必要であろう。

こうした背景もあり、欧米のエネルギー企業がベネズエラ市場への再参入に関心を示していることは事実とみられる。

実際、投資回収の予見可能性を高める法的枠組みが整備されれば、事業参入の意向を示す企業が現れる可能性も指摘されている。

今回の炭化水素法改正が、果たして「投資環境の制度的安定性」を実質的に担保する内容となるのか、またそれに対して欧米主要エネルギー企業がどのような反応を示すのかが、今後の重要な注目点となる。

以上